

青森県報

第四千二百九十三号

平成二十九年
四月二十八日
(金曜日)

目次

訓 令

- 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………(地域活力) ……一
- 青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……二

告 示

- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出……………(労政・能力) ……二
- 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施……………(同) ……二
- 出先機関
- 青森県営農高等学校の学生募集……………(管農大) ……三
- 土地改良区の役員及び退任……………(東青地) ……四
- 土地改良区の清算人の退任……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地) ……五
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……五

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保安課) ……六

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……七

訓 令

青森県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十八年五月青森県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成二十八年四月十三日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 平成二十八年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成二十八年四月十三日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関すること。

- 二 平成二十九年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成二十九年四月七日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十一年五月青森県訓令甲第二十一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百七十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----------|-------|-----|---------------|
| 区 分 | 名 称 | 住 所 | 事務所の所在地 |
| | | | 青森県知事 三 村 申 吾 |
| 変 更 予 定 日 | 年 月 日 | | |

| | | | | |
|-----|---------------|-------------------|---------------------|----------|
| 変更前 | 社会福祉法人 七峰会 | 弘前市大字下白銀 町二一の八 | 弘前市大字熊嶋字 亀田一八四の一 | 平成二九・五・一 |
| 変更後 | | | 弘前市大字熊嶋字 亀田一八三の一 | |

青森県告示第三百七十一号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲
県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合
- 三 報告をを求める事項及びその基準となる期日
1 報告をを求める事項は、次に掲げる事項とする。
（一）従業員数、業種、所定内給与額
（二）賃上げ・一時金要求の有無
（三）賃上げ・一時金の要求日、要求額
（四）賃上げ・一時金の妥結日、妥結額
（五）一時金の妥結時期
2 報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。
- 四 報告を求める者
平成二十八年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合二百三組合とする。
- 五 報告を求めるとに用いる方法
調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
- 六 報告を求める期間

平成二十九年四月二十八日から五月十八日までとする。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成三十年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十九年四月二十八日

青森県営農大学校長 成 田 勝 治

一 修業年限

二年

二 募集人員

| | |
|------------------------|-------------------|
| 課 程 | 定 員 |
| 畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程 | 七十名 (男女を問わない。) |

三 受験資格等

1 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当する者

- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成三十年三月に卒業する見込みの者
- (二) 出身の高等学校又は中等教育学校長の推薦を得た者

2 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成三

十年三月に卒業見込みの者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

(二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

| 試験等 | 試験の期日等 | 試験の場所等 | 試験科目等 |
|------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 推薦選考 | 平成二十九年十一月十日（金）午前十時二十分 | 上北郡七戸町字大沢四八の八 青森県営農大学校 | 作文、面接 |
| 一般募集 試験 | 平成三十年一月十九日（金）午前十時 | 〃 | 筆記試験〔国語総合（古典を除く）、数学Ⅰ、作文〕、面接（口述試験を含む） |
| 二次募集 試験 | 平成三十年二月十六日（金）午前十時 | 〃 | 〃 |

五 受験手続

| 試験等 | 出願書類 | 出願期間 | 出願先 |
|------|---|-----------------------------------|---|
| 推薦選考 | 一 入校願書（第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付） 二 出身学校長の推薦書（第二号様式） 三 本校所定の受験票（写真貼付） 四 高等学校又は中等教育学校の調査書 五 本校所定の受験票送付用封筒（郵便切手貼付） | 平成二十九年十月四日（水）から同月十八日（水）午後五時 まで | (〒〇三九―二五九八) 上北郡七戸町字大沢四八の八 青森県営農大学校教務研修課 |

六 合格者の発表
1 発表期日等

| | | | |
|------------|---|--|---|
| 二次募集 試験 | 〃 | 平成三十年一月三十日(火)から二月六日(火)まで | 〃 |
| 一般募集 試験 | <p>一 入校願書(第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付)</p> <p>二 本校所定の受験票(写真貼付)</p> <p>三 本校所定の受験票送付用封筒(郵便切手貼付)</p> <p>四 平成二十九年三月に高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成三十年三月に卒業する見込みの者にあつては、高等学校又は中等教育学校の調査書</p> <p>五 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>ロ 最終出身学校の成績証明書</p> <p>ハ 健康診断書</p> | <p>平成二十九年十一月二十八日(火)から十二月十二日(火)午後五時まで</p> | 〃 |

| 試験等 | 発表の期日 |
|--------|-----------------|
| 推薦選考 | 平成二十九年十一月二十日(月) |
| 一般募集試験 | 平成三十年一月二十九日(月) |
| 二次募集試験 | 平成三十年二月二十六日(月) |

2

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。

- (一) 開示する個人情報、筆記試験のうち二科目の科目別得点及び二科目の合計得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県営農大大学校事務室とする。

七 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大大学校教務研修課(電話〇一七六一六二一三一一二)に問い合わせること。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十八日

東青地域県民局長 石川 浩 明

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任及び退任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|----------------|----------------------------|
| 理事 | 菊地 清昭 | 青森市大字左堰字野田一三の一 | 平成 三〇・四・一就任 |

| | | | | |
|---|-------|---|-------------|---------|
| 〃 | 工藤 善吉 | 〃 | 大字小橋字田川四七の二 | 〃 |
| 〃 | 工藤 隆志 | 〃 | 大字左堰字野田四三 | 〃 |
| 〃 | 工藤 和夫 | 〃 | 大字小橋字田川四六 | 〃 |
| 〃 | 工藤 正利 | 〃 | 大字左堰字大科二九 | 〃 |
| 〃 | 山口 勝 | 〃 | 大字小橋字千鳥二三 | 〃 |
| 〃 | 葛西 透 | 〃 | 〃 字田川四六の一 | 〃 |
| 〃 | 土岐 富和 | 〃 | 大字左堰字野田二二 | 〃 |
| 〃 | 菊地 清昭 | 〃 | 〃 〃 一三の一 | 二九・三三退任 |
| 〃 | 工藤 善吉 | 〃 | 大字小橋字田川四七の二 | 〃 |
| 〃 | 工藤 隆志 | 〃 | 大字左堰字野田四三 | 〃 |
| 〃 | 工藤 和夫 | 〃 | 大字小橋字田川四六 | 〃 |
| 〃 | 工藤 正利 | 〃 | 大字左堰字大科二九 | 〃 |
| 〃 | 山口 勝 | 〃 | 大字小橋字千鳥二三 | 〃 |
| 〃 | 長谷 一雄 | 〃 | 大字左堰字大科五〇の一 | 〃 |
| 〃 | 工藤 茂 | 〃 | 大字小橋字千鳥一三の一 | 〃 |

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した原別土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十八日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

| 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|-------|---------------|-----------|
| 鹿内 武安 | 青森市原別一丁目三の八 | 平成二九・三・二〇 |
| 小笠原啓悟 | 〃 大字泉野字野脇二五の一 | 〃 |
| 森山 武二 | 〃 原別六丁目七の三〇 | 〃 |
| 和田 由春 | 〃 大字八幡林字熊谷六八 | 〃 |

齊藤 隆治 〃 大字諏訪沢字野田一四九

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十八日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十八日

西北地域県民局長 山 本 馨

| 地区名 | 県営土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------|------------------------|-----------|
| 高 野 | 経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備） | 平成二九・三・三三 |
| 〃 | （農道整備） | 二六・九・三三 |
| 勘兵衛放 | （農業用排水施設整備） | 二九・三・二五 |
| 〃 | （暗渠排水整備） | 二九・三・二七 |

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 講習の区分
 - 法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間

平成二十九年六月十二日（月）から同月十九日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員

十八人（予定）
- 五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

 - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
 - 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

- 1 受講申込みの受付期間等
 - (一) 受付期間

平成二十九年五月十五日（月）から同月十九日（金）までの間
 - (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間
 - (三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
- 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
- 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

 - (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
 - (三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに

限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十八号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等)に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十九年六月十五日(木)から同月十九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時五十分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一條第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十九年五月十六日(火)から同月十九日(金)までの間

- (一) 受付時間
午前九時から午後五時までの間
- (二) 受付の締め切り
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
- 2 受講申込書の受付場所
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- 3 申込方法
六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
- 4 受講申込みの書類
講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。
- (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
- (三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し
- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 5 受講手数料
受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
- 七 講習受付時間
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭